

平成 26 年 毎月勤労統計調査地方調査結果

ー青森県の雇用・賃金・労働時間の動きー

青森県企画政策部統計分析課

はしがき

毎月勤労統計調査は、厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として、我が 国の常用労働者の雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を国及び各都道 府県ごとに明らかにすることを目的として実施している調査です。

その調査結果は、国や本県の経済政策立案などの資料として活用されるほか、 民間企業の賃金や労働時間の決定の基礎資料として用いられるなど、広く一般に 使われています。

この報告書は、青森県が「毎月勤労統計調査地方調査結果速報」(常用労働者 5 人以上の事業所及び 30 人以上の事業所)として公表している平成 26 年 1 月分から 12 月分までの調査結果を年報としてとりまとめたものに、年 1 回(7 月)実施される特別調査の結果(常用労働者 1 人~4 人の事業所)も加え、掲載しています。

本書が、県民及び関係機関の皆様に幅広く利活用していただければ幸いです。

最後に、本調査結果は、調査票1枚1枚の積み重ねにより築かれるものであり、 指定事業所及び調査関係者の方々のご尽力に厚く御礼申し上げます。今後とも一 層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成27年12月

青森県企画政策部統計分析課長

田中文義

目 次

Ι		毎月勤	労	統	計	調	査	0)	説	明	•	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	• •	• •	• • •	• •	•	• •	• •	• •	• •	1
П		第一種	及	び	第		種	事	業	所	調	查	結	果	の	概	要	(=	事	業月	折扌	規札	莫;	5 人	Ĺ	以	上)	• •	6
Ш		第一種	事	業	所	調	査	結	果	の	概	要	(1 業	纟戸	斤規	見札	莫 :	3 (0 ,	Υļ	以_	上)	•	•				• •	22
IV		特別調	査	結	果	の	概	要	(事	業	所	規	模	1	\sim	4	人)						•				• •	38
V		統計表																												
	1	事 業 表 1		規業						指	数	(現	金	給	与	総	額)											46
		表 2		業																										46
		表 3		業																										47
		表 4		業																										47
		表 5		業																										48
		表 6 表 7		業業																										48
		表 8		来 漢 .																										49 49
		表 9		業																										50
		表 10		業									•			•	-													58
		表 11		業																										66
		表 12	産	業	及で	(V) J	就美	業月	形息	態 另	I] —	- 人	平	均	月	間	0	賃	金	٠ ج	芦	動压	宇間] · ;	芳	働	者	数	• •	74
	2	事業	所	規	模	3	0	人	以	上																				
	2	事業 表 1	産	業	別:	名	目	賃	金	指																				75
	2		産 産	業	別 別	名 実	目質	賃賃	金 金	指指	数	(現	金	給	与	総	額)					• •		•	• •			75 75
	2	表 1 表 2 表 3	産産産	業業業	別別別	名実名	目質目	賃賃賃	金金金	指指指	数 数	(現 き	金ま	給っ	与 て	総支	額給) す		·· 給	· 与)	•••	• •	•	• •	• •	• •	75 76
	2	表 1 表 2 表 3 表 4	産産産産	業業業業	別別別別	名実名実	目質目質	賃賃賃賃	金金金金	指指指指	数数数	(現きき	金まま	給っつ	与てて	総支支	額給給) すす	・ るる	· 給 給	· · · · 与)	• •	• •	•	• •	• •	•••	75 76 76
	2	表 1 表 2 表 3 表 4 表 5	産産産産産	業業業業	別別別別別	名実名実総	目質目質実	賃賃賃賃労	金金金金働	指指指指時	数数数間	((指	現きき数	金まま:	給っっ・	与てて・	総支支・	額給給:) すす・	・ るる・	給給	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)) 	•••	• •	•	• •	• •	• •	75 76 76 77
	2	表 表 表 表 表 表 表	産産産産産産	業業業業業	別別別別別別	名実名実総所	目質目質実定	賃賃賃賃労内	金金金金働労	指指指指時働	数数数間時	(((指間	現きき数指	金まま・数	給っつ・・・	与てて・・	総支支・・・	額給給・・・) すす・・・	るる	給給	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••	75 76 76 77 77
	2	表表表表表表表表	産産産産産産産	業業業業業業	別別別別別別別別	名実名実総所所	目質目質実定定	賃賃賃賃労內外	金金金金働労労	指指指指時働働	数数数間時時	(((指間間	現きき数指指	金まま・数数	給つつ・・・	与てて・・・	総支支・・・・	額給給・・・・) すす・・・・	. るる	· 給給 · · · ·	· 与 与 · · · ·)) ···				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		75 76 76 77 77
	2	表表表表表表表表表	産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産	業業業業業業	別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別	名実名実総所所雇	目質目質実定定用	賃賃賃賃労內外指	金金金金働労労数	指指指指時働働:	数数数間時時:	(() 指間間・	現きき数指指:	金まま・数数・	給つつ・・・・	与てて・・・・	総支支・・・・・	額給給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) すす	· るる· · · ·	. 給	· 与与· · · · ·			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			75 76 76 77 77 78 78
	2	表表表表表表表表表	産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産	業業業業業業業	別別別別別別別別及	名実名実総所所雇び	目質目質実定定用性	賃賃賃賃労內外指別	金金金金働労労数常	指指指指時働働:用	数数数間時時:労	(((指間間・働	現きき数指指:者	金まま・数数・一	給っつ・・・・人	与てて・・・・平	総支支・・・・均	額給給・・・・月)すす・・・間	. るる 現	· 給給· · · · 金	· 与与· · · · · · 給	··)) ····-与	• • • • • • • 額	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					75 76 76 77 77 78 78 79
	2	表表表表表表表表表表 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産	業業業業業業業	別別別別別別別別及及	名実名実総所所雇びび	目質目質実定定用性性	賃賃賃賃労內外指別別	金金金金働労労数常常	指指指指時働働:用用	数数数間時時:労労	(((指間間:働動	現きき数指指:者旨	金まま・数数・一人	給っつ・・・・人平	与てて・・・・平均	総支支・・・・均り	額給給・・・・月間)すす・・・・間に	・るる・・・・現当	· 給給· · · · 金 ·	· 与与· · · · · · · 給数	·)) · · · · · 与、	・・・・・・・・額実		·····································	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · 間		75 76 76 77 77 78 78 79 87
	2	表表表表表表表表表	産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産	業業業業業業業	別別別別別別別及及及	名実名実総所所雇びびび	目質目質実定定用性性性	賃賃賃賃労內外指別別別	金金金金働労労数常常調	指指指指時働働:用用查	数数数間時時:労労期	(((指間間・働動間	現きき数指指:者旨末	金まま:数数:一一常	給っつ・・・・人、用	与てて・・・・平均労	総支支・・・・均り働	額給給・・・・月間者)すす・・・・間間りすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすすす<l></l>	こるる・・・・現当・	. 給給 金 .	· 与 与 · · · · · · · 給 娄 · ·	·)) · · · · · 与 、·	額実.		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · 間 ·		75 76 76 77 77 78 78 79
	2	表表表表表表表表表表 表表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産産	業業業業業業業業	別別別別別別別及及及	名実名実総所所雇びびびび	目質目質実定定用性性性就	賃賃賃賃労内外指別別別業	金金金金働労労数常常調形	指指指指時働働:用用查別	数数数間時時:労労期一	(((指間間・働動間)	現きき数指指:者旨末平	金まま・数数・一/常均	給っつ・・・・人、用月	与てて・・・・平均労間	総支支・・・・均り働の	額給給・・・・月間者賃)すす・・・・間に数金	いるる・・・・現当・・	· 給給· · · · 金 · · · 傅	· 与与 · · · · · · · 給 娄 · · · ·	·)) · · · · · 与 、 · 間	額実	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・働・働	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · 間·数		75 76 76 77 77 78 78 79 87
VI	3	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	産産産産産産産産産産 所	業業業業業業業業規	別別別別別別別及及及 模	名実名実総所所雇びびびび 1	目質目質実定定用性性性就 ~	賃賃賃赁为外指別別別第 4	金金金金働労労数常常調形	指指指指時働働:用用查別	数数数間時時:労労期一	(((指間間・働動間)	現きき数指指:者旨末平	金まま・数数・一/常均	給っつ・・・・人、用月	与てて・・・・平均労間	総支支・・・・均り働の	額給給・・・・月間者賃)すす・・・・間に数金	いるる・・・・現当・・	· 給給· · · · 金 · · · 傅	· 与与 · · · · · · · 給 娄 · · · ·	·)) · · · · · 与 、 · 間	額実	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・働・働	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · 間·数		75 76 76 77 77 78 78 79 87 95 103
VI	3	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	産産産産産産産産産産産 所 調	業業業業業業業業規查	別別別別別別別及及及及 模 票	名実名実総所所雇びびびび 1 様	目質目質実定定用性性性就 ~ 式	賃賃賃赁为外指別別別業 4)	金金金金働労労数常常調形 人	指指指時働働:用用查览 :	数数数間時時:労労期一・	(((指間間:働動間) :	現きき数指指:者皆末平 :	金まま:数数・一/常均・・	給っつ・・・・人・用月・・	与てて・・・・平立 労間・・	総支支・・・・均り働の・・	額給給・・・・月間者賃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) すす・・・・間 数 金 ・・	・ るる・・・・ 現 出・・・・	· 給給· · · · 金 · · · · · · · · · · · · ·	· 与与 · · · · · · · 給 娄 · · · ·	·)) · · · · · 与 、 · 間	額実	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・働・働	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · 間·数		75 76 76 77 77 78 78 79 87 95 103
VI	3	表表表表表表表表表表 参每12345678910112 事 考月第一年	産産産産産産産産産産産 所 調労	業業業業業業業業規查統	别别别别别别别及及及及 模 票計	名実名実総所所雇びびびび 1 様調	目質目質実定定用性性性就 ~ 式查	賃賃賃赁为内外指別別別第 4)全	金金金金働労労数常常調形 人 国	指指指時働働:用甲查處 : 調	数数数間時時:労労期一: 查	(((指間間:働動間)三票	現きき数指指:者旨末平 ・・・(金まま・数数・一/常均・第	給っつ・・・・人、用月・・・・	与てて・・・・平平労間・・ 種	総支支・・・・均り働の・・・・事	額給給・・・・月間者賃 ・・ 業)すす・・・・間上数金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<l< th=""><th>・るる・・・・現当・・・・ 用</th><th>· 給給· · · · 金 · · · · ·)</th><th>· 与与 · · · · · · 給 娄 · · · ·</th><th>·)) · · · · · 与 、 · 間</th><th> 額実</th><th>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</th><th>・・・・・・・働・働</th><th>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</th><th>· · · · · · · · 間·数</th><th></th><th>75 76 76 77 77 78 78 79 87 95 103</th></l<>	・るる・・・・現当・・・・ 用	· 給給· · · · 金 · · · · ·)	· 与与 · · · · · · 給 娄 · · · ·	·)) · · · · · 与 、 · 間	額実	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・働・働	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · 間·数		75 76 76 77 77 78 78 79 87 95 103
VI	3	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	産産産産産産産産産産産 所 調労労	業業業業業業業業 規 查統統	別別別別別別別及及及 模 票計計	名実名実総所所雇びびびび 1 様調調	目質目質実定定用性性性就 ~ 式查查	賃賃賃赁为外指別別別業 4)全地	金金金金働労労数常常調形 人 国方	指指指指時働働:用門查處 : 調調	数数数間時時:労労期一 : 查查	(((指間間:働動間) 票票	現きき数指指:者皆末平 ・ ((金まま:数数・一一常均・・・・第第	給っつ・・・・人・用月 ・ 一一	与てて・・・・平立労間・・ 種種	総支支・・・・均り働の・・・事事	額給給 月間者賃 業業)すす・・・・間上数金 ・ 所所	いるる・・・・現 当・・・・ 用用	· 給給· · · · 金 · · · · ·))	· 与与 · · · · · · 給 娄 · · · ·	·)) · · · · · 与 、 · 間	額実	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・働・働	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · 間·数		75 76 76 77 77 78 78 79 87 95 103
VI	3	表表表表表表表表表表 参毎毎12345678910112 事 考月月 業 (勤勤	産産産産産産産産産産産 所 調労労労	業業業業業業業業 規 查統統統	别别别别别别别及及及 模 票計計計	名実名実総所所雇びびびび 1 様調調調	目質目質実定定用性性性就 ~ 式查查查	賃賃賃赁为内外指別別別業 4)全地全	金金金金働労労数常常調形 人 国方国	指指指指時働働:用用查览 : 調調調	数数数間時時:労労期一 : 查查查	(() 指間間:働動間 . 票票票	現きき数指指:者旨末平 ・ (((金まま・数数・一/常均・・第第第	給っつ・・・・人、用月 ・ 一一二	与てて・・・・・平ヶ労間・・ 種種種	総支支・・・・均り働の・・・事事事	額給給 月間者賃)すす・・・・間上数金 ・ 所所所	るる現 H・ 用用用	· 給給· · · · 金 · · · ()))	· 与与 · · · · · · 給 娄 · · · ·	·)) · · · · · 与 、 · 間	額実	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・働・働	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · 間·数		75 76 76 77 77 78 78 79 87 95 103

I 毎月勤労統計調査の説明

1 調査の目的

毎月勤労統計調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用、給与及び労働時間についての毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の体系

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査で構成され、調査体系は次のとおりである。

区分	全国調査	地方調査
	第一種事業所調査	第一種事業所調査
事業所規模	常用労働者 30 人以上	常用労働者 30 人以上
実施時期	毎月	毎月
調査方式	郵送調査方式	郵送調査方式
	又はオンライン方式	又はオンライン方式
抽出方法	事業所一段抽出 (事業所指定)	事業所一段抽出(事業所指定)
調査事業所数	約 90	約 230
<u> </u>		
	第二種事業所調査	
事業所規模	常用労働者 5 人~29 人	
実施時期	毎月	
調査方法	統計調査員による実地他計方式	
	又はオンライン方式	
抽出方法	事業所二段抽出	
	(調査区・事業所指定)	
調査事業所数	約 240	
調査区数	24	

	特別調査
事業所規模	常用労働者1人~4人
実施時期	年1回(7月分)
調査方式	統計調査員による実地他計方式
抽出方法	調査区一段抽出(調査区内全数)
調査事業所数	約 330
調査区数	38

3 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類(平成19年11月改訂)に定める①鉱業,採石業,砂利採取業、②建設業、③製造業、④電気・ガス・熱供給・水道業、⑤情報通信業、⑥運輸業,郵便業、⑦卸売業,小売業、⑧金融業,保険業、⑨不動産業,物品賃貸業、⑩学術研究,専門・技術サービス業、⑪宿泊業,飲食サービス業、⑫生活関連サービス業,娯楽業、⑬教育,学習支援業、⑭医療,福祉、⑮複合サービス事業、⑯サービス業(他に分類されないもの)に属する事業所を対象としている。

4 調査事項の定義

(1) 現金給与

現金給与とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使 用者が労働者に通貨で支払うものをいう。

額で、労働者が負担すべき所得税、住民税、社会保険料等を含む。 きまって支給す 労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められているを治した。	1年がカ関イに世員し	に連負で文払りものをいう。
含む。 労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている 支給与 支給条件、算定方法に基づき算定され支給される給与 (定期給与) (例) 基本給・本俸、家族手当、業績給、奨励加給、精勤 当、職務手当(役付手当、窓口手当、現金出納手当、特殊代業手当、宿日直手当など)、超過勤務手当・時間外勤務手当 残業手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当、通勤手当、寒冷地手当など 所定内給与 「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のもの 超過労働給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて (所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与	現金給与総額	頂 「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の総
きまって支給す 労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている 支給条件、算定方法に基づき算定され支給される給与 (定期給与) (例)基本給・本俸、家族手当、業績給、奨励加給、精勤 当、職務手当(役付手当、窓口手当、現金出納手当、特殊代業手当、宿日直手当など)、超過勤務手当・時間外勤務手当 残業手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当、通勤手当、寒冷地手当など 「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のもの 超過労働給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて (所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与		額で、労働者が負担すべき所得税、住民税、社会保険料等を
支給条件、算定方法に基づき算定され支給される給与 (伊) 基本給・本俸、家族手当、業績給、奨励加給、精勤 当、職務手当(役付手当、窓口手当、現金出納手当、特殊代業手当、宿日直手当など)、超過勤務手当・時間外勤務手当 残業手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当、通勤手当、寒冷地手当など 「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のもの 超過労働給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて (所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与		含む。
(定期給与) (例)基本給・本俸、家族手当、業績給、奨励加給、精勤司当、職務手当(役付手当、窓口手当、現金出納手当、特殊代業手当、宿日直手当など)、超過勤務手当・時間外勤務手当 残業手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当、通勤手当、寒冷地手当など 「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のもの 超過労働給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて (所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与	きまって支給す	支給す 労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている
当、職務手当(役付手当、窓口手当、現金出納手当、特殊代業手当、宿日直手当など)、超過勤務手当・時間外勤務手当 残業手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当、 通勤手当、寒冷地手当など 「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のもの 超過労働給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて (所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与	る給与	支給条件、算定方法に基づき算定され支給される給与
業手当、宿日直手当など)、超過勤務手当・時間外勤務手当 残業手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当、 通勤手当、寒冷地手当など 所定内給与 「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のもの 超過労働給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて (所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与	(定期給与)	ら) (例) 基本給・本俸、家族手当、業績給、奨励加給、精勤手
残業手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当、 通勤手当、寒冷地手当など 所定内給与 「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のもの 超過労働給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて (所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与		当、職務手当(役付手当、窓口手当、現金出納手当、特殊作
通勤手当、寒冷地手当など		業手当、宿日直手当など)、超過勤務手当・時間外勤務手当・
所定内給与 「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のもの 超過労働給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて (所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与		残業手当、休日出勤手当、深夜手当、交替手当、物価手当、
超過労働給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて (所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与		通勤手当、寒冷地手当など
(所定外給与) 提供した労働に対し算定される給与	所定内給与	合与 「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」以外のもの
	超過労働給与	動給与 「きまって支給する給与」のうち、所定内労働時間を超えて
	(所定外給与)	小給与) 提供した労働に対し算定される給与
(例) 超過勤務手当・時間外勤務手当・残業手当、休日出勤		(例) 超過勤務手当・時間外勤務手当・残業手当、休日出勤
手当、深夜手当など		手当、深夜手当など
特別に支払われ「現金給与」のうち、「きまって支給する給与」以外のもの	特別に支払われ	払われ「現金給与」のうち、「きまって支給する給与」以外のもの
た給与 ①賞与 (ボーナス)	た給与	①賞与 (ボーナス)
(特別給与) ②ベースアップが行われた場合の差額追給分	(特別給与)	②ベースアップが行われた場合の差額追給分
③3ヶ月を超える期間で算定される現金給与		③3ヶ月を超える期間で算定される現金給与
(例)3ヶ月を超える期間で算定される通勤手当、6ヶ月分の		(例)3ヶ月を超える期間で算定される通勤手当、6ヶ月分の
寒冷地手当		寒冷地手当
④臨時に支払われた現金給与		④臨時に支払われた現金給与

(2) 出勤日数

出勤日数とは、常用労働者が実際に就業した日数をいう。有給でも事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、一日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 労働時間

労働時間とは、常用労働者が実際に労働した時間のことであり、休憩時間を含まないが、鉱業の坑内夫の休憩時間や運送関係労働者にみられる手待ち時間は含める。

糸	^総 実労働時間	「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計
	所定内労働時間	事業所の労働協約・就業規則等であらかじめ就業すべきと定め
		られた時間帯(所定労働時間)の範囲内での実労働時間数
	所定外労働時間	残業、休日出勤、早出等の実労働時間数

(4) 常用労働者

常用労働者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者
- ② 日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2ヶ月間で、それぞれ18日以上雇われている者

ただし、船員法に基づく船員は、調査対象とする労働者から除く。

<事例:次の場合は常用労働者とする>

ア 重役・役員、工場長、支店長

法人組織の取締役、監査役・理事などの重役・役員、また、工場長、支店長であっても、一般の従業員と同じ給与規則又は基準で毎月給与の算定を受けている者

イ 事業主の家族

事業主と常時同居し、生計を一にする事業主の家族であっても、事業所で雇っている他の労働者と同様に事業主の指揮命令に従って働いていることが明確であり、一般雇用者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の算定を受けている者

ウ 委任、請負

顧問弁護士・税理士、経営コンサルタント、産業医、校医等のうち、定期的に、特定の時間に事業所に出勤して、事業主に勤務状況の報告が義務づけられるなど事業主との間に使用従属関係が認められ、また、報酬も労務の提供の対償としての賃金・給与という性格が強い場合に該当する者

工 出向者

他企業から出向してきている者で、相当期間、継続的に調査事業所の事業主

の指揮監督下にある者

オ 長期休暇をとっている者

病気、療養、その他の理由で事業所に出勤していない者のうち、給与が算定され支払いの対象となっている者

(5) パートタイム労働者

常用労働者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 1日の所定内労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定内労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

(6) パートタイム労働者比率

調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

5 抽出方法及び結果の算定方法

第一種事業所については、厚生労働省が平成 18 年事業所・企業統計調査によって把握された事業所全数名簿を基に、産業・事業所規模別に無作為に事業所を抽出し、指定している(青森県では約320事業所)。

第二種事業所については、厚生労働省が平成18年事業所・企業統計調査の事業所調査区に基づき設定した毎勤調査区から、24調査区を抽出し、続いて、その調査区から産業別に無作為に事業所を抽出し、指定している(青森県では約240事業所)。

調査結果は、調査事業所からの毎月の報告を基にして、事業所の規模別及び産業・性・ 就業形態別に、労働者一人平均の現金給与額、出勤日数又は労働時間等について、県内の 常用労働者を5人以上雇用する全事業所に対応するように算出した推定値である。

なお、母集団労働者数として使用する数値については、前月分調査結果の本調査期間末 常用労働者数としている。

6 特別調査について

(1) 調査の目的及び期日

常用労働者 1~4 人の小規模事業所における労働者の給与、労働時間及び雇用の実態を明らかにし、毎月実施している第一種事業所調査及び第二種事業所調査を補完することを目的として、毎年7月末日現在で実施している。

(2) 調査の対象

厚生労働省が平成 18 年事業所・企業統計調査の基本調査区に基づき設定した毎勤特別基本調査区から、38 調査区を抽出し、その調査区内に所在する常用労働者数が 1~4 人である事業所全てを指定している(青森県では約 330 事業所)。

(3) 調査結果の集計、公表

この調査の結果は、厚生労働省が集計し、「毎月勤労統計調査特別調査報告」として公表している。

7 利用上の注意

- (1) 調査結果の概要は、平成26年平均(一月当たり)の結果である。常用労働者一人平均 月間の給与、出勤日数、労働時間と月間平均の常用労働者数を表している。
- (2) ①鉱業,採石業,砂利採取業、④電気・ガス・熱供給・水道業など調査対象事業所数が 少ない産業については、産業別に区分していないが、調査産業計には含んでいる。
- (3) この調査は、事業所・企業統計調査を母体とする抽出調査で、一定期間ごとに調査標本の抽出替えを行うこととなっている。新・旧の標本間では、標本誤差や抽出母集団事業所の相違による誤差が生じるため、抽出替え時に指数のギャップ修正を行い、調査結果の時系列連続性を保持している。

なお、実数については修正を行っていない。

- (4) 指数の基準年は平成22年で、平成22年=100となるよう修正している。
- (5) 平成22年1月分からは、平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づく 集計を行っているが、表章産業の変更に伴い、平成16年以前の結果については、指 数が作成できない産業もあるため、掲載していない。
- (6) 表章産業の変更あるいは四捨五入の関係等で、個々の数値の計が合計欄と一致しない場合や個々の構成比の計が100%とならない場合もある。
- (7) 全国の数値は、厚生労働省が集計した全国調査の結果である。
- (8) 表中に使用した符号「△」は負数又は減少したものである。